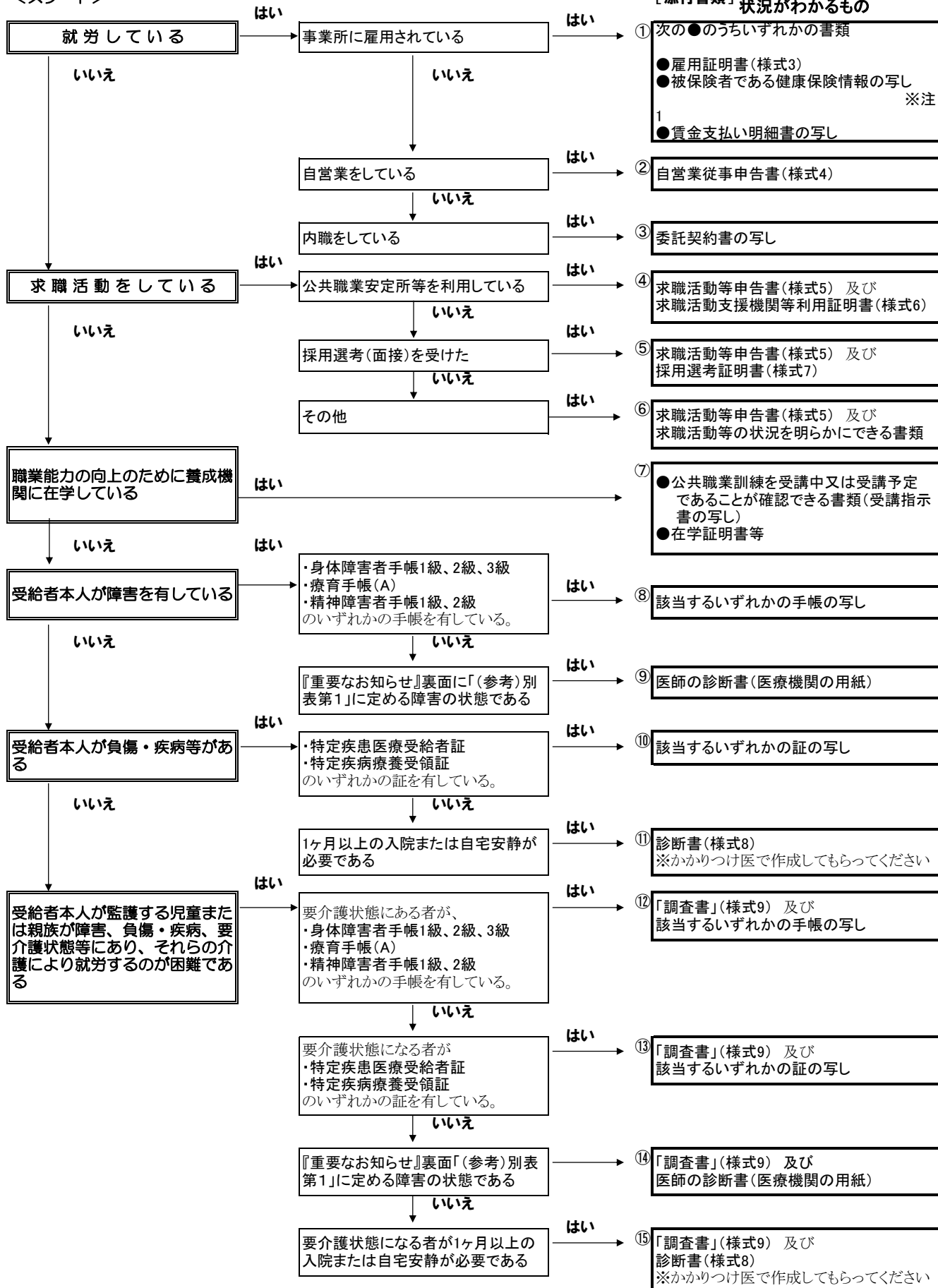


必要な添付書類見分け表

必要な書類と、「一部支給停止適用除外届出書」(同封)を合わせて提出いただければ、以前と同様に手当を受給することができます。

<スタート>

[添付書類] 6月から8月末日までの間の状況がわかるもの



※注1 健康保険情報の写しとは

政府管掌健康保険、健康保険組合管掌保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、日本私立学校振興・共済事業団が保険者となっている加入情報

○ 上図の見分け表に該当する項目がない方は、担当まで御連絡ください。